

項目	内容										
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方で次の条件のすべてを満たす方が対象となります。 ①当金庫の会員または会員となる資格を有する方 ②日本国籍を有する方、または永住することを許可されている方 ③申込時およびご融資実行時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の責任能力者で最終返済時の年齢が満 85 歳未満の方。ただし、ご加入いただく団体信用生命保険によって、申込日およびご融資実行時、最終返済時の年齢に制限があります。 ④反社会的勢力に該当しない方 （注）反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者をいいます。 ⑤安定した収入が継続して得られる見込みのある方で、前年の年間所得が 100 万円以上の方。 ⑥勤続年数が以下の条件を満たす方 <table border="1" data-bbox="432 477 1442 701" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">正社員（一般）・医師・弁護士・ 公認会計士・税理士（勤務・自営問わず）</td> <td style="padding: 5px;">1 年以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">契約社員・派遣社員・嘱託社員</td> <td style="padding: 5px;">2 年以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">正社員（親族会社）・法人役員</td> <td style="padding: 5px;">1 年以上、かつ、 ※勤務先の法人について、 ※通年決算 2 期以上の業歴が必要</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">自営業者</td> <td style="padding: 5px;">通年決算 2 期以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年金受給者</td> <td style="padding: 5px;">受給実績あり</td> </tr> </table> ⑦団体信用生命保険について、原則として全国保証㈱が指定する一般団信、3 大疾病団信、がん団信、就業不能団信、3 大就業不能団信のいずれかにご加入いただける方 ※ ご加入できない方については、特例として全国保証㈱が認めた場合のみ対象となります。 ⑧全国保証株式会社の保証が得られる方 ⑨借換の場合は返済実績が 1 年以上で直近 1 年間に日数延滞を含む延滞歴がない方 	正社員（一般）・医師・弁護士・ 公認会計士・税理士（勤務・自営問わず）	1 年以上	契約社員・派遣社員・嘱託社員	2 年以上	正社員（親族会社）・法人役員	1 年以上、かつ、 ※勤務先の法人について、 ※通年決算 2 期以上の業歴が必要	自営業者	通年決算 2 期以上	年金受給者	受給実績あり
正社員（一般）・医師・弁護士・ 公認会計士・税理士（勤務・自営問わず）	1 年以上										
契約社員・派遣社員・嘱託社員	2 年以上										
正社員（親族会社）・法人役員	1 年以上、かつ、 ※勤務先の法人について、 ※通年決算 2 期以上の業歴が必要										
自営業者	通年決算 2 期以上										
年金受給者	受給実績あり										
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込される方、または生計を同一とするご家族の方が常時居住することを目的とする建物およびその敷地に関する資金で、お申込人またはその配偶者の方が所有する物件に関する次のものが対象となります。 ①自己居住用物件の購入・借換等 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の購入資金（借地権の買取りや隣地購入等も含む） ・住宅の購入資金 ・住宅の新築資金 ・住宅のリフォーム資金 ・住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金（太陽光発電システム、エネファーム、エコキュート、エコジョーズ、EV 充電器等） ・オプションとして購入する設備機器、付帯工事にかかる資金 ・住宅ローンの借換資金 ・自己居住用住宅の住み替えに要する資金（新たに居住する住宅の購入資金（中古物件の場合はリフォーム資金も可）、または土地購入および住宅建築資金、かつ、既存住宅の売却損失充当資金） ※つぎの内容を使途とする資金については対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地資金のみの借換 ・主たる資金使途が店舗・事務所・賃貸など本人非居住の目的である資金 ・自己居住部分以外（店舗・アパート等）に係わる設備資金 ・別荘・セカンドハウス等に係わる資金 ・親族間での売買 ②①に係わる諸費用（諸費用のみ単独での申込はできません） <ul style="list-style-type: none"> ・保証会社保証料（つなぎ融資保証の保証料を含む） ・事務手数料（保証会社、金融機関） ・契約関係印紙代（金銭消費貸借契約書、売買契約書等） ・登記申請費用（登録免許税・手数料等） ・火災、地震、家財保険料（住宅ローン実行時に支払う保険料が対象） ・不動産仲介手数料 ・公租公課等の分担費用（固定資産税、都市計画税、マンションの管理費用等） ※売主と買主が決算時に精算するものに限る ・修繕積立一時金 ・水道負担金 ・引越費用（業者に委託するものに限る）、仮住まい費（月額家賃のほか敷金、礼金、仲介手数料を含む） ・経過利息（借換の場合） ・繰上完済手数料（借換の場合） ・電化製品等購入費用 ・住宅関連のインテリア購入費用（収納家具・証明・カーテン・テーブル等） ・住宅関連のエクステリア購入費用（表札・物置・フェンス・蛇口等） ・その他、住宅関連資金で保証会社が特別に認めたもの ※電化製品および住宅関連のインテリア・エクステリア等の購入費用は、家電量販店やホームセンター、インターネットその他これらに類するものから購入され、価格が確認できるものを対象とします。 なお、価格が過大な場合は対象外となります。 ※つぎの内容を使途とする資金については対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・出資金（金融機関と取引を行うための出資証券） ・住宅に関連しないインテリア・エクステリア購入費用（雑貨・噴水等） ・本件借入と同時（期）ではない電化製品・インテリアの購入資金 ・資金トレースの確認ができないもの 										
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・100 万円以上 2 億円以下（1 万円単位）。 ・保証会社で定める担保評価額の 200% 以内。 										
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2 年以上 5 0 年以内（月単位）となります。 ※登記上の建築日が昭和 56 年（1982 年）以前の中古マンションの最長ご融資期間は 35 年となります。 										

ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・「固定金利特約」「変動金利」のいずれかを選択していただきます。 (1) 新規ご融資時のお借入利率 「固定金利特約」「変動金利」とも、当金庫の定める「住宅ローン店頭基準金利（以下「店頭基準金利（注1）」という）を基準とする利率を適用いたします。なお、「店頭基準金利」は毎年1月31日と7月31日を基準日として年2回見直しますので、お申込み時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。 (2) ご融資実行後のお借入利率 <ul style="list-style-type: none"> ①固定金利特約をご選択される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利期間終了後のご融資利率は、固定金利期間満了日翌日における「店頭基準金利」を基準とする利率を適用させていただきます。 ・固定金利期間終了後は変動金利型となりますが、ご希望に応じて、3年、5年、7年、10年間のいずれかの固定金利期間を選択することができます。 ・再度、固定金利特約型を選択しお申し出のある場合は、固定金利期間満了日翌日における「住宅ローン基準金利（注2）」を基準とした利率を適用させていただきます。 ・固定金利期間終了時の10日前までにお申し出の無い場合は、変動金利へ移行させていただきます。 ②変動金利に移行される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利期間終了時の10日前までにお申し出が無く、変動金利に移行される場合は、固定金利特約期間満了日翌日における「住宅ローン基準金利（注2）」を基準とする利率を適用させていただきます。 (注1)「住宅ローン店頭基準金利」とは、当金庫のホームページ上で公表する基準金利をいいます。なお、「住宅ローン店頭基準金利」は毎年1月31日と7月31日を基準日として年2回見直します。 (注2)「住宅ローン基準金利」は、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直します。
固定金利特約	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利特約は、3年、5年、7年、10年間のいずれかの固定金利期間を選択することができます。 ・固定金利特約をご選択された場合、特約期間中は、特約期間利率、特約期間等の条件変更はお取扱できません。 ・固定金利特約期間終了後は、お客さまのお申し出により再度固定金利特約をご選択いただけますが、特約期間終了時の10日前までにお申し出がない場合は、変動金利へ移行させていただきます。
変動金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利は、当金庫の「住宅ローン基準金利（以下「基準金利」という）」を基準として新たに到来する基準日の基準金利を比較し、ご融資金利を引き上げまたは、引き下げします。 ・「基準金利」は、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直します。 ・4月1日基準日は7月の約定返済日より、10月1日基準日は翌年1月の約定返済日より見直し後の金利による返済が開始されます。 ・ご返済額の見直しは下記の通りとなりますのでご注意ください。 【元利均等の場合】 i) 上記により金利変動があった場合でも、返済額中の元金分と利息分の割合を調整し、金利変更後10月1日を5回経過するまでは、ご返済額の見直しを行いません。 ii) 10月1日を5回経過することに、ご返済額が変更（金利変動があった場合）となります。10月1日を5回経過した後の12月の約定返済分ご返済後の残元金に基づき、返済回数、最終返済期限を変更することなく毎回の返済額を変更いたします。ただし、ご返済額が増加する場合は、前回返済額の1.25倍の範囲内にて変更となります。 iii) 利率変更により、毎月の約定利息が所定の元金返済額を超えてしまう場合には、超過分のお支払が繰り延べとなります。この際に未払いとなったお利息は、翌月以降のご返済分よりお支払いいただくこととなりますが、未払利息、約定利息、元金の順に充当させていただきます。半年毎の増額返済分についても同様に、次回の増額返済時まで繰り延べとなります。 ・借換えの場合は、当金庫所定の上限金利を定めさせていただきます。 ・変動金利を選択された場合、ご返済途上に固定金利特約へ変更することはできません。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・次の中からご返済方法を選択していただきます。 ①毎月元金均等返済または元利均等返済 ②毎月元利均等返済と元利均等半年毎増額返済併用 ただし、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位） ・元金返済の据置期間は1年以内とします。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保証㈱の保証をご利用いただけますので、連帯保証人は原則必要ありません。 ただし、次の場合は連帯保証人ないし連帯債務者が必要となります。 ①お申込に際し所得合算した場合の合算者の方 ②団体信用生命保険にご加入いただけない場合に法定相続人の方1名 ③その他当金庫または全国保証㈱が必要と認めた場合
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資の対象となる土地、建物に原則第1順位の抵当権を設定させていただきます。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・一般団信、3大疾病団信、がん団信、就業不能団信、3大就業不能団信のいずれかの団体信用生命保険をご選択の上、原則ご加入いただきます。 ・がん団信、就業不能団信、3大就業不能団信は、ご融資お申込時およびご融資実行時の年齢が満18歳以上満50歳未満の方が対象となります。 ・保険料は、当金庫が負担いたします。ただし、就業不能団信、3大就業不能団信をご選択された場合は、お取引金利に0.10%上乘せさせていただきます。

保証料・事務取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> 保証料および全国保証(株)事務取扱手数料をご融資実行時に一括してお支払いいただきます。 ①全国保証(株)事務取扱手数料・・・・・・・・・・55,000円(消費税含む) ②保証料は、ご融資金額、期間、コース、担保評価額により異なります。 <p>【保証料の例】</p> <table border="1" data-bbox="416 174 1066 517"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">一括支払 (100万円、20年保証の場合)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Aコース</td> <td>通常</td> <td>6,632円</td> </tr> <tr> <td>超過</td> <td>28,423円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Bコース</td> <td>通常</td> <td>11,369円</td> </tr> <tr> <td>超過</td> <td>42,635円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Cコース</td> <td>通常</td> <td>14,211円</td> </tr> <tr> <td>超過</td> <td>71,059円 (借換) 42,635円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Dコース</td> <td>通常</td> <td>19,896円</td> </tr> <tr> <td>超過</td> <td>99,482円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Eコース</td> <td>通常</td> <td>28,423円</td> </tr> <tr> <td>超過</td> <td>127,906円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 超過保証料は、全国保証(株)所定の担保評価額の100%を超えた分に対してかかります。 保証料をあわせてご融資することも可能です。 お借入当初の最終返済予定日以前に完済となった場合は、未経過分の保証料を返戻させていただきます。 	区 分	一括支払 (100万円、20年保証の場合)				Aコース	通常	6,632円	超過	28,423円	Bコース	通常	11,369円	超過	42,635円	Cコース	通常	14,211円	超過	71,059円 (借換) 42,635円	Dコース	通常	19,896円	超過	99,482円	Eコース	通常	28,423円	超過	127,906円
区 分	一括支払 (100万円、20年保証の場合)																														
Aコース	通常	6,632円																													
	超過	28,423円																													
Bコース	通常	11,369円																													
	超過	42,635円																													
Cコース	通常	14,211円																													
	超過	71,059円 (借換) 42,635円																													
Dコース	通常	19,896円																													
	超過	99,482円																													
Eコース	通常	28,423円																													
	超過	127,906円																													
諸手数料	<ul style="list-style-type: none"> ご融資実行時に次の手数料が必要となります。 ただし、借換えの場合は手数料を徴求しません。 (不動産担保調査手数料)・・・・・・・・・・33,000円(消費税含む) 繰上返済を行う場合は以下の通り手数料が必要となります。 (一部繰上返済手数料)・・・・・・・・・・11,000円(消費税含む) (全額繰上返済手数料)10百万円以上・・・・・・・・55,000円(消費税含む) (全額繰上返済手数料)10百万円未満・・・・・・・・33,000円(消費税含む) ※ただし、当初元金の10%未満は無料となります。 固定金利特約期間終了後、再度、固定期間特約型を選択した場合は次の手数料が必要となります。 (固定金利再選択手数料)・・・・・・・・・・5,500円(消費税含む) 手数料は変更になる可能性があります。 																														
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しましては、審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。 別物件による担保評価加算、担保余力による保証料優遇等ローンの詳しい内容、現在のご融資利率、保証料、ご返済の試算等については、当金庫の本支店窓口までお問い合わせ下さい。 																														
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部リスク統括課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部リスク統括課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部リスク統括課へお問い合わせ下さい。 																														